

は、特段の意見はなかった。

② 派遣事業と請負事業の区分について

派遣事業と請負事業の区分について、その一層の透明化を図ってほしいという意見もあることから、今後、区分の在り方について、透明性を確保するという観点から、検討がされるべきである。

③ 労働者派遣事業適正運営協力員制度について

労働者派遣が適正に行われていくためには、問題が生じた際、関係する派遣元事業主、派遣先、派遣労働者を解決に向けて誘導していくことが必要であり、そのためには、労働者派遣事業適正運営協力員制度も有用な仕組みと考えられる。更なる周知を図り、実効が上がるようにしていくことが適当である。

今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会 開催経過

(平成20年)

- | | | |
|------|-------|--|
| 第1回 | 2月14日 | 今後の研究会の進め方 |
| 第2回 | 2月29日 | 派遣労働の雇用政策における位置付け |
| 第3回 | 3月31日 | 関係者からのヒアリング①
[<ul style="list-style-type: none">・社団法人日本入材派遣協会・派遣ユニオン・人材サービスゼネラルユニオン] |
| 第4回 | 4月11日 | 関係者からのヒアリング②（非公開）
[<ul style="list-style-type: none">・派遣元事業主（事務職派遣から製造・技術者派遣までを総合的に扱う派遣元事業主1社）・派遣先（大手電機メーカー1社）・派遣労働者（常用型、登録型、日雇のそれぞれのタイプの派遣労働者計3名）] |
| 第5回 | 5月16日 | 派遣労働者の雇用の安定① |
| 第6回 | 5月30日 | 派遣労働者の雇用の安定② |
| 第7回 | 6月13日 | 均等・均衡待遇の考え方、派遣元と派遣先の役割分担の在り方 |
| 第8回 | 6月27日 | 需給調整機能の強化 |
| 第9回 | 7月4日 | 優良な事業主を育て違法な事業主を淘汰するための仕組み |
| 第10回 | 7月11日 | これまでの議論の整理等 |
| 第11回 | 7月28日 | 報告書（案）について |

今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会開催要綱

1 趣旨・目的

労働者派遣制度については、制度創設から20年以上経過し、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者の数がそれぞれ増加する中で、日雇派遣を含む登録型派遣について雇用が不安定であるといった問題などが指摘されており、労働者派遣制度の見直しが求められている。

労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会（以下「部会」という。）においても労働者派遣制度についての議論がなされてきたが、そこでの意見の相違については、労働者派遣制度を原則自由であるべきと考えるのか、本来は限定的なものであるべきと考えるのかという基本的考え方の違いに起因するものであり、今後の労働者派遣制度の在り方を考えるに当たっては、根本的な検討が必要となっている。

このため、学識経験者の参画する研究会を開催し、労働者派遣制度の趣旨等を踏まえつつ、部会で出された検討課題や労働者派遣制度の適正な運営に係る事項等を中心に、法的、制度的な考え方について専門的な検討を行う。

2 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課において行う。

3 検討事項

登録型派遣の考え方等労働者派遣制度の在り方の根幹に関わる問題について、労働者派遣制度の趣旨、登録型派遣の考え方、派遣先の責任の在り方、派遣労働者の待遇の在り方を踏まえつつ、部会で出された検討課題等を中心に幅広く、法的、制度的な考え方について整理を行う。

今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会 参集者

阿 部	まさひろ	獨 協 大 学 経 済 学 部 教 授
有 田	けんじ	専 修 大 学 法 学 部 教 授
◎ 鎌 田	こういち	東 洋 大 学 法 学 部 教 授
橋 本	ようこ	学 習 院 大 学 法 学 部 教 授
山 川	りゅういち	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(◎は座長) (敬称略・五十音順)